

あきる野市弓道連盟 規約

2025年4月1日より施行

第1条【名 称】

本連盟は、あきる野市弓道連盟（以下、本連盟という）と称し、事務局を会長宅におく。

第2条【目 的】

本連盟は、弓道の普及と、弓道を通じて体位の向上、健康の保持、健全なる精神の育成、礼節の滋養等に務めると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条【会員の資格、入会、退会、休会】

- (1) 会員の資格は、原則としてあきる野市在住・在勤・在学者で、本連盟の趣旨に同意した者とする。
- (2) 会員は、入会・継続申込書に年会費を添えて納入した者とする。
ただし、新入会員は入会金と年会費を添えて提出し、会長が承認した者とする。
- (3) 会員は、正会員と準会員とする。
 - ① 正会員は本連盟に所属する者で、そのうち4月1日現在18歳未満の者はジュニア会員という。
 - ② 準会員とは、他市町村の弓道団体に所属し、秋川体育館弓道場での稽古を希望する者をいう。
尚、準会員は本連盟主催の行事（各例会、講習会等）には参加できないものとする。
又、準会員の規約適用は第1条、2条、3条、11条、13条のみとする。
- (4) 会員は会長への届出をもって、休会、退会する事ができる。
- (5) 会員が連続2年以上にわたり、年会費を未納の場合は退会したものとする。

第4条【事 業】

本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及、および奨励に関する事業。
- (2) 各種弓道大会の開催、および参加に関する事業。
- (3) その他、目的達成に必要な事業。

第5条【役 員】

本連盟には、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名もしくは1名
- ③ 会計 1名
- ④ 理事 若干名
- ⑤ 会計監査 2名

第6条【役員任期】

- (1) 役員任期は、4月1日から翌々年の3月31日迄の2年間とする。但し再選を妨げない。
- (2) 役員は、やむを得ない事由があれば、理事会に諮り任期途中でも辞める事が出来る。
 - ① その場合、理事会は補欠役員（会長を除く）を任命する事が出来る。
 - ② 補欠役員任期は、前任者の残任任期とする。
- (3) 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで職務を行う。

第7条【各役員任務】

各役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。又、会長が辞任やその任務を全うできない時は会長の任務を代行する。
- (3) 会計は、本規約の第11条に基づき、会運営上の会計・金銭の出納を行う。
- (4) 理事は、本連盟の運営を行う。

(5) 会計監査は、会計の監査を行う。

第8条【役員を選任】

- (1) 会長は、正会員（ジュニア会員は除く）による選挙により役員、相談役の中から選挙年度（役員改選前年度）満74歳以下の人から選出し、本人の了解により選任される。
- (2) 役員を選任にあたっては、就任時満75歳以下とする。
- (3) 副会長と会計は、会長がそれぞれ推薦し、前期理事会で選出する。
- (4) 理事と会計監査は、前期理事会で選出する。
- (5) 上記役員は総会において承認を受ける。

第9条【相談役】

本連盟には、相談役を置くことができる。

第10条【会議】

本連盟の会議は、総会、理事会、および三役会とする。

(1) 総会

- ① 総会は、原則として毎年3月に定期総会を開催する。
- ② 会長と、他の役員半数以上が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- ③ 総会は、正会員の2分の1（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- ④ 議案の決議は出席者の過半数の賛成をもって決定する。尚、賛否が同数だった時は、議長が決定する。但し、規約改正は規約第15条に準ずる。
- ⑤ 総会では、事業報告、事業計画の承認、決算及び予算の承認、役員改選の承認、規約改正の承認を行う。尚、上記以外に動議が提出された場合は、それを審議決定する。

(2) 三役会

- ① 三役会は会長が招集し、会長、副会長、会計を以て構成し、4分の3もしくは3分の2の出席を以て成立する。
- ② 三役会は、理事会議題の決定、及び、会務運営上影響の少ない事項（日程変更、少額の備品購入等）を審議決定する。
尚、審議内容によっては、理事会に承認を依頼する。
- ③ 三役会は、総会前の理事会に向けて、下記事項の案を作成する。
 1. 予算案の作成。
 2. 事業計画案の作成。
 3. 規約改正案の作成。（改正案がある場合）
 4. その他、必要な事項

(3) 理事会

- ① 理事会は会長が招集し、会長、副会長、会計、理事に依り構成し、その2分の1以上の出席を以て成立する。又、オブザーバーとして会計監査、相談役の出席を求める事ができる。但し、会計監査、相談役は議決権を有しない。
- ② 理事会は、三役会から依頼された事項、及び会務運営上の事項を審議決定する。又、理事の提議した事項についても審議決定する。
- ③ 理事会は、細則を審議決定する。
- ④ 理事会は、総会に向けて下記の事項を審議決定する。
 1. 事業報告、決算報告
 2. 次年度の事業計画、予算
 3. 規約（改正案がある場合）

4. 次年度の役員（改正がある場合）

5. その他、必要な事項

⑤ 理事会は、総会後に、会員の役割分担を審議決定する。

第11条【会計】

(1) 会計年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日迄とする。

(2) 経費は、次に掲げるもので支弁する。

① 年会費／入会金

年会費（4月1日から翌年の3月31日迄の年度分）および入会金は、次の通りとする。

年会費 : 正会員 6,000円

ジュニア会員 3,000円

準会員 3,600円

入会金 : 正会員 1,000円

ジュニア会員 500円

*中途入会者の年会費は、入会の翌月から起算した月数×500円（ジュニア会員は×250円、準会員は×300円）とする。

*本連盟が主催した初心者弓道教室を経て終了後2ヶ月以内に正会員に入会する者は、入会金1,000円（ジュニア会員は500円）を免除する。

*年会費は、年度分をまとめて納入する。

② 補助金

③ 寄付金

④ その他の収入

(3) 会計に不足が生じた場合は、理事会の決議により臨時に徴収金を課する事ができる。

(4) 納入済みの年会費等については、一切返金しない。

(5) 会計監査

① 会計監査は会計が招集し、第5条の会計、会長、会計監査を以て構成する。

② 会計監査は総会に向けて、決算書の監査を行う。

第12条【慶弔・表彰】

(1) 会員の死亡時。

① 香典 : 10,000円

(2) 会員の昇段・昇格祝。

① 昇段祝金 : 1,000円×段位数（ただし、五段以上：5,000円）

② 昇格祝金 : 10,000円

(3) 三役会の決議により、会員に多大な功績があったときは、表彰する事ができる。

第13条【除名・入会拒否】

(1) 本連盟は理事会の決議により、下記の者を除名することができる。

① 本連盟の体面を汚した者。

② 本連盟の運営を妨害するような行為をした者。

(2) 本連盟は会長の判断により、下記の者の入会を拒否することができる。

① 本連盟の体面を汚す恐れのある者。

② 本連盟の運営を妨害する恐れのある者。

第14条【加盟団体】

本連盟は下記の団体に加盟し、各役員及び担当者は前任者が後任者を推薦し、理事会にて承認する。

(1) NPO法人あきる野市スポーツ協会

- ① 役員
 - 1. 正会員
 - 2. 理事
- (2) 東京都弓道連盟第三地区
 - ① 役員
 - 1. 支部長
 - 2. 理事
 - 3. 評議員
 - ② 担当者
 - 1. 事務局の担当者
 - 2. 会員管理の担当者

第15条【規約の改正】

この規約は、総会において出席者（議長を含む）の3分の2以上の賛成があれば、改正することができる。

付則

この規約は、令和2年（2020年）4月13日より施行する。

- (1) 昭和54年（1979年）4月制定
- (2) 昭和60年（1985年）4月一部改訂
- (3) 平成8年（1996年）4月一部改訂
- (4) 平成20年（2008年）4月一部改訂
- (5) 平成22年（2010年）4月一部改訂
- (6) 平成24年（2012年）4月一部改訂
- (7) 平成31年（2019年）4月1日一部改訂
- (8) 令和2年（2020年）5月2日一部改訂
- (9) 令和3年（2021年）4月1日一部改訂
- (10) 令和4年（2022年）4月1日一部改訂
- (11) 令和7年（2025年）4月1日一部改訂
- (12) 事業費、慶弔費、派遣費等のその他の必要事項は、理事会において審議決定し細則にて定める。